

独立行政法人空港周辺整備機構 中期計画

私たち独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定めます。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）業務の確実な実施

福岡空港の周辺地域における環境対策として、国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図ります。

また、機構が行う周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務を適正かつ円滑に進めるための方策の検討を行います。

① 再開発整備事業

空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心適切に実施します。

② 民家防音工事補助事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

イ 関係自治体の広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行い、円滑な事業執行に努めます。

ロ 事務処理の効率化等を図ります。

③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

イ 移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めます。

ロ 事務処理の効率化等を図ります。

④ 緑地造成事業

第三種区域における緩衝帯としての緑地整備について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進します。

（2）空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行います。

① 国及び関係自治体との連携

- イ 出資者である国・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」の開催や業務の調整及び意見交換のための会議の開催等を通じて、十分な意思疎通を図ります。
- ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

② 広報活動の充実

機構の事務・事業の運営状況について、透明性を確保する観点から、より一層の広報の充実に努めます。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表します。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報に更新します。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。

③ 地域への啓発活動

空港と周辺地域の共生を図るため、次の取組を行い、地域の理解を得るよう努めます。

イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応します。

ロ 空港で開催されるイベントや国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行います。

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見については、整理・分析を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図ります。

(1) 組織運営の効率化

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、中期目標期間の最終年度までに、次の取組を行い、組織・定員の見直しを図ります。

イ 専門職種の有機的な連携及び組織の効率化を図るために、現在の事業三課体制を二課体制へ見直します。

ロ 管理業務の効率化を図ることにより、管理要員の定員を見直します。

ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化に努めます。

(2) 人材の活用

- イ 人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保します。
- ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の能力開発を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図ります。

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(平成 24 年度の福岡空港事業本部分)比で5%以上に相当する額を削減します。

② 一般管理費の抑制

一般管理費(人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(平成 24 年度の福岡空港事業本部分)比で15%以上に相当する額を削減します。

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)を踏まえて取り組んできましたが、引き続き適正な契約執行及び情報公開の充実に努め、競争性及び透明性の確保を図ります。

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、「独立行政法人における内部統制と評価について」(総務省・独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書)等を参考として、次の取組について更に充実・強化を図ります。

イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図ります。

ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。

ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

3. 予算、収支計画及び資金計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とします。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）に充てます。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じましたが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応します。

(2) 騒音防止法第29条第1項に規定する積立金の使途（機構省令第3条）

騒音防止法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てます。

別 紙

予算

(単位：百万円)	
区分	金額
収入	12,572
業務収入	3,239
補助金収入	1,019
受託金収入	7,966
負担金収入	335
長期借入金等収入	—
雑収入	12
繰越金受入	—
支出	12,346
固有事業	2,417
受託事業	7,115
その他事業	867
人件費	1,532
一般管理費	415

収支計画

(単位：百万円)	
区分	金額
費用の部	12,208
経常費用	12,208
業務費用	10,248
固有事業	2,261
受託事業	7,115
その他事業	873
一般管理費	1,943
人件費	1,532
物件費	406
減価償却費	4
財務費用	17
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	12,629
経常収益	12,629
業務収入	3,239
受託収入	7,966
補助金等収益	1,417
財務収益	6
雑益	0
臨時利益	—
純利益	421
目的積立金取崩額	—
総利益	421

資金計画

(単位：百万円)	
区分	金額
資金支出	14,572
業務活動による支出	12,091
投資活動による支出	—
財務活動による支出	459
次期繰越金	2,022
資金収入	14,572
業務活動による収入	12,572
業務収入	3,239
受託金収入	7,966
その他の収入	1,366
投資活動による収入	0
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	2,000

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。